

品川区認証保育所保育料助成制度における認可保育園保育料の軽減適用について

認可保育園保育料の下記の軽減制度については、認証保育所保育料助成制度においても適用されます。
※下記の軽減制度において、保育料階層が変わることはありません。**定額助成である3歳児クラス以上の方は、助成金に影響はございませんので**、下に記載した1または2に該当する方も、申請は必要ありません。

記

<内容> 年収360万円未満相当世帯の多子軽減拡大について

①区市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、多子軽減における年齢上限を撤廃します。

※C2、C3、D1階層と、D2階層の一部が対象となります。

②区市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等は、多子軽減における年齢上限を撤廃するとともに、第1子の保育料を半額、第2子以降を免除します。

※C2、C3、D1～3階層と、D4階層の一部が対象となります。

以下のいずれかに該当する方は、申請が必要です。

1. 区市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯で、同一世帯内に、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる（すでにひとり親の認定を受けている世帯を除く）。
2. 区民税所得割額57,700円未満（ひとり親世帯や上記1に該当する世帯の場合は区民税所得割額77,101円未満）世帯で、住民登録上住居が別であるが、生計を一にし、扶養している子どもがいる。

○品川区認証保育所保育料助成金特例適用申請書は品川区のホームページからダウンロードできますので、印刷・ご記入の上、品川区保育支援課開設・計画担当認証保育所担当まで郵送か持参でご提出ください。

【送付先・問合せ先】〒140-8715 品川区広町2-1-36
品川区役所 保育支援課 開設・計画担当 認証保育所保育料助成担当
電話 03-5742-6039